

議第74号 専決処分の承認について

1 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）が令和3年3月31日に公布され、これに併せて地方税法施行令（昭和25年政令第245号）についても一部改正が行われました（同日公布）。

これらの法令の一部改正を受け、呉市税条例（昭和25年呉市条例第33号）及び呉市都市計画税条例（昭和32年呉市条例第3号）を改正し、令和3年4月1日に施行する必要性がありましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、これらの条例の一部改正について地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものです。

2 改正の内容

(1) 固定資産税・都市計画税

ア 評価替えに伴う現行の仕組みの延長

3年に一度の評価替え（※1）に伴い、現行の仕組みを3年間延長し、土地については負担調整措置（※2）と下落修正（※3）の仕組みを継続することとしました。

※1 3年に一度の評価替え

土地と家屋の評価替えについては、膨大な量の事務が生じることなどから、3年ごとの基準年度（今回は令和3年度）に評価替えを行い、当該評価替えに基づく価格を賦課期日（1月1日）現在の価格として課税台帳に登録することとされています。令和4年度及び令和5年度については、新たな評価を行わないで、令和3年度の価格をそのまま据え置くこととなります。

ただし、土地若しくは家屋の固定資産税及び都市計画税が新たに課されることとなる場合又は土地の地目変換、家屋の増改築等の事情によって令和3年度の価格によることが適当でない場合には、価格の修正を行います。

※2 負担調整措置

土地に係る固定資産税及び都市計画税は、価格が急激に上昇した場合であっても、税負担の上昇が緩やかなものになるよう、課税標準額を徐々に是正する措置を講じます。

※3 下落修正

令和4年度及び令和5年度については、地価の下落により、価格を据え置くことが適当でないときは、価格の修正を行います。

イ 令和3年度における課税標準額の据置措置

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた令和3年度限定の措置として、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地の課税標準額を前年度の当該額に据え置くこととしました。

ウ 平成30年7月豪雨に係る特例措置を受けるための申告

被災住宅用地等に係る固定資産税・都市計画税の課税標準の特例措置（災害により滅失し、又は損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地を住宅用地とみなして固定資産税・都市計画税を軽減する措置）を令和元年度及び令和2年度に適用してきましたが、この適用期間を更に2年間延長することとしました。

この特例措置の適用を受けるためには、住所、氏名、家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由等の必要事項を記載した申告書を市長に提出しなければならないこととし、当該申告手続等を定めました。

エ 地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）の継続

地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」といいます。）における「わがまち特例」関連条項の改正により、現在、本市において当該特例の適用がある次の対象施設の取得期限が令和3年3月31日から令和5年3月31日へと2年間延長されることとなりましたので、これまでと同一の特例率を適用することとしました。

対象施設等	法が規定する特例割合の基準又は範囲	特例率	法附則の条項番号
企業主導型保育事業用施設	2分の1を参酌して、3分の1以上3分の2以下	3分の1	旧：第15条第38項 新：第15条第34項
認定先端設備等	零以上2分の1以下の範囲内	零	旧：第15条第41項及び第64条 新：第64条

(2) 個人の市民税

ア 扶養控除申告書等の提出方法に係る見直し

(ア) 給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書は、給与等の支払をする者への書面による提出に代え、電磁的方法により提供することができますが、その際の要件を次のように改めました。

(改正前) 当該支払をする者が税務署長の承認を受けていること。

(改正後) 当該支払をする者が扶養親族申告書に記載すべき事項の提供を給与所得者及び公的年金等受給者から適正に受けることができる措置を講じていることなど

(イ) 退職所得申告書についても、給与の支払をする者への書面による提出に代え、電磁的方法による提供ができることとしました（要件は、扶養親族申告書と同じです。）。

イ 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）における特例措置の適用要件の見直し

新型コロナウイルス感染症の影響等を勘案し、所得税において、控除期間を13年とする特例措置の適用要件の見直し（昨年を引き続き、2回目の見直し。契約期限及び入居期限の1年延長等）がされたことに伴い、当該措置の対象者も、現行制度と同様、所得税から控除しきれなかった額を、一定の限度額の範囲内で個人住民税から控除することとしました。

なお、今回の措置による市税の減収額についても、従前の措置による場合と同様に、全額国費で補填されます。

（見直し後の要件等）

- (ア) 入居期限 令和4年12月31日
- (イ) 契約期限 新築注文住宅：令和3年9月30日
建て売り，中古住宅等：令和3年11月30日
- (ウ) 適用最終年度 令和17年度

(3) 軽自動車税

ア 環境性能割の臨時的軽減措置の延長

新型コロナウイルス感染症の影響等を勘案し，税率1パーセント分を臨時的に軽減する措置の適用期限を9か月延長し，本年12月31日までに取得したものを対象としました。

イ 種別割に係るグリーン化特例（軽課）の見直し

平成31年度の税制改正に基づき，乗用車（自家用）についてのみ，令和3年度及び令和4年度に取得した一定のものを，その翌年度に限り軽減することとしています。乗用車（営業用）及び貨物車（自家用・営業用）についても見直し，適用期限を2年延長しました。

(4) その他

法令改正による引用条項の移動等に伴い，関係規定の整理等を行いました。

3 施行期日

令和3年4月1日